

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

#### 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十九年九月十七日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷さくらめいと

ロ 平成二十九年十月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十九年十一月十九日

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

#### 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十九年九月十一日

埼玉県川越市大字今福千二百九十五番二

川越南文化会館

ロ 平成二十九年十月四日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十九年十一月六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

#### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円